

日行連発第 1378 号
令和 4 年 12 月 27 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
法務業務部
部長 原田 誠

相続土地国庫帰属制度における書類作成可能な資格者等について（周知）

令和 5 年 4 月 27 日から相続土地国庫帰属制度がスタートしますが、業務として申請書等の作成代行が可能な専門の資格者（行政書士、弁護士、司法書士）について、法務省ホームページにて公開されました。その他申請に関する詳細については、以下の法務省ホームページをご確認ください。

本件については、日行連会員サイト及び日本行政 2 月号にて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知及び相談会等における市民への周知につきご協力くださいますようお願いいたします。

なお、万が一、不承認となった場合の不服申立て手続の代理については、特定行政書士の業務となります。

【法務省ホームページ】

・相続土地国庫帰属制度における専門家の活用等について

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00491.html

